

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画(第四期)

社員が仕事と私生活を両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることにより、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 2015 年(平成 27 年)4 月 1 日～2017 年(平成 29 年)3 月 31 日までの  
2 年間
2. 行動計画策定の基本的な考え方：  
次世代育成支援対策推進法に則り、1)仕事と子育てを両立するための雇用環境整備、  
及び 2)働きかたの見直しに資する多様な労働条件の整備に関する行動計画を策定  
する。
3. 内 容：  
**目標①： スムーズな職場復帰と、復職後の仕事と子育ての両立を支援**
  - ・本人、上司及び人事総務部による「復職前面談」を継続的に実施する
  - ・出産・育児関連制度の理解促進のため、社員向け制度説明会を定期的を開催する**目標②： 柔軟な働き方に対応する制度の検討**
  - ・働き方に対する社員の意識調査を実施する
  - ・意識調査に基づき、柔軟な働き方の検討を行う**目標③： 総労働時間の短縮促進**
  - ・勤怠管理システムを導入、労働時間の適正化に向けた取組みを検討する
  - ・有給休暇取得促進に向けた社内発信を継続的に行う**目標④： ワークライフバランスに関する啓蒙活動(研修、イントラネット活用など)**
  - ・社内制度全般の理解を促進するイントラネットコンテンツを作成、周知を行う
  - ・仕事と介護の両立に向けた「介護セミナー」を定期的を開催する

以上